

【三菱電機クレジット住宅ローン】

【金銭消費貸借契約の内容】

○契約の表示

別途送付される「借入条件変更通知書」の「契約の表示」欄を参照願います。

○貸付金額

別途送付される「借入条件変更通知書」の「貸付金額」欄を参照願います。

○貸付の利率

別途送付される「ご返済予定表」を参照願います。(貸付に係る契約の貸付利息が利息制限法第1条に規定する利率を超える部分について支払う義務は負いません。)

※変動金利型は、下記の【変動金利型借入利率の変更方法】に基づき利率が変動する方式です。

【変動金利型借入利率の変更方法】

- ① 金利計算方法は、「短期プライムレート連動型」および「長期プライムレート連動型」とします。
- ② お客様(資金需要者等)は、本契約による債務全額を返済するまでは、お客様(資金需要者等)が選択した金利区分の変更はできないものとします。
- ③ 借入利率は、借入日以降毎年5月末日および11月末日(ただし、当日が金融機関の非営業日にあたる場合はその翌営業日とし、以下「基準日」という。)現在のみずほ銀行が定める短期プライムレートと長期プライムレート(以下「短期プライムレートおよび長期プライムレート」という。)を基に変更され、前回新金利適用開始日から次の新金利適用開始日前日まで同一借入利率が適用されるものとします。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由により、みずほ銀行の短期プライムレートおよび長期プライムレートが廃止になった場合には、一般に相当と認められる金利を基に借入利率が決定されることに同意します。
- ④ 前条の場合の借入利率は、短期プライムレート連動型を選択した場合は基準日における短期プライムレートに長期プライムレートに0.3%を加えた利率とし、長期プライムレート連動型を選択した場合は、基準日における長期プライムレートに0.5%を除いた利率とすることに同意します。
- ⑤ ③により借入利率を変更する場合、変更後利率の新金利適用利率は、基準日以降最初に到来する7月および1月の約定償還日翌日とします。
- ⑥ 当社は、原則として借入利率の変更後の借入利率、新償還金額および償還金額に占める元金と利息額の割合等を、当社所定の「ご返済予定表」により、お客様(資金需要者等)に通知するものとします。
- ⑦ 金融機関の合併および行名変更等のやむを得ない事情により、第3条に定めた銀行の名称が変更となった場合は、変更後の新銀行が定める短期プライムレートおよび長期プライムレートを基に借入利率が決定されることあらかじめ同意します。

○返済の方式

別途送付される「借入条件変更通知書」の「返済の方式」欄を参照願います。

○返済期間及び返済回数

別途送付される「ご返済予定表」の「返済期間及び返済回数」欄を参照願います。

○返済の方法及び返済を受ける場所

返済方法は、「送金払い(当社所定の金融機関等の口座への送金による返済)」とし、その他当社が認めた方法によるものとします。なお、返済のために必要な費用は、お客様(資金需要者等)が負担するものとします。

○返済期日及び返済金額

別途送付される「ご返済予定表」の「各回の返済期日及び各回の返済金額」欄を参照願います。

○利息の計算方法

約定利息=貸付金残高×約定利率÷365日×借入日数(年365日日割計算)

○連帯保証人 無

○賠償額の予定

お客様(資金需要者等)が約定返済金を遅延した場合は、遅延した約定日の翌日から返済すべき金額に対して年14.60%(年365日の日割計算による。)の割合で計算した遅延損害金を当社に支払います。

○返済期日前の返済

お客様(資金需要者等)は、返済期日前であっても、返済する日までの利息を合わせて元本の全額又は、一部の返済ができるものとします。ただし、返済日および返済の方法については、あらかじめ当社の承諾を得たうえで当社の指示に従うものとします。

○期限の利益の喪失の定め

お客様(資金需要者等)について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、お客様(資金需要者等)は当社からの通知、催告がなくても債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を支払うものとします。なお、利息制限法第1条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します。)

- ① 支払の停止または破産の申立、民事再生手続、後見、補佐の申立等があったとき。
- ② お客様(資金需要者等)が振出した手形・小切手が、一回でも不渡りとなったとき。

- ③ お客様(資金需要者等)が本契約の返済日の元利金の返済を遅延し、当社から書面により督促を受けても、次の返済日までに元利金および遅延損害金を返済しなかったとき。
- ④ お客様(資金需要者等)が住所変更の届出を怠るなど、お客様(資金需要者等)の責に帰すべき事由により、当社に対してお客様(資金需要者等)の住所が不明となったとき。
- ⑤ お客様(資金需要者等)の財産につき競売の申立てがあったとき、または、仮差押、差押がなされたとき、またはこれらの命令・通知が発表されたとき。
- ⑥ お客様(資金需要者等)が租税公課を滞納して督促を受けたとき。または、保全差押を受けたとき。
- ⑦ お客様(資金需要者等)の債務の弁済に支障をきたす相当な事由が生じたとき。
- ⑧ お客様(資金需要者等)が現在の勤務先を退職したとき。
- ⑨ お客様(資金需要者等)が確約事項第1項に定める暴力団もしくは確約事項第1項各号のいずれかに該当し、もしくは確約事項第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は確約事項第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切である場合。
- ⑩ ⑨に該当したことにより、確約事項第1項および第2項の規定が適用され、お客様(資金需要者等)に損害が生じた場合にも、お客様(資金需要者等)はなんら請求をしません。又、当社に損害が生じたときは、お客様(資金需要者等)がその責任を負います。

○物的担保の内容

別途送付される「借入条件変更通知書」の「物的担保の内容」欄を参照願います。

○債務者が負担する諸費用

次に定める契約の締結および債務の弁済の費用は、お客様(資金需要者等)の負担とします。

- ① 公租公課の支払に充てられるべきもの
- ② 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの。
- ③ お客様(資金需要者等)が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の法定利用料の実費

【反社会的勢力の排除】

お客様(資金需要者)は現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客様(資金需要者)は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. お客様(資金需要者)が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項・第2項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切である場合には、無条件でお客様(資金需要者)との全ての契約の解除ができます。
4. 前項の規定の適用によりお客様(資金需要者)について損害が生じた場合においても、当社に対して一切賠償しません。